

(設置)

第 1 条 大阪市立大学（以下「本学」という。）に大学教育研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、大学及び大学院における教育（以下「大学教育」という。）に関する研究及び調査を行うとともに、本学における大学教育の改善を組織的に実施するための活動を支援することを目的とする。

(事業)

第 3 条 センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学教育に関する研究、調査、企画、提案及び提言に関すること
- (2) 大学教育に係る点検、評価及び改善に関すること
- (3) 各部署の F D 活動等の状況把握及び全学的な活動の各部署への周知等に関すること
- (4) その他前条の目的を達するために必要な事項

(職員)

第 4 条 センターに所長、副所長及び研究員その他必要な職員を置く。

(所長等)

第 5 条 所長は、副学長のうちから学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 副所長は、第 6 条第 2 項に定めるセンター専任研究員の中から所長が任命し、第 7 条に定める研究員会議の承認を得て、これを定める。
- 3 所長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 4 副所長は、所長を補佐し、センターの業務を整理し、所属員を指揮監督する。
- 5 副所長は、所長に事故あるときは、その職務を代理する。

(研究員)

第 6 条 研究員は、専任研究員及び兼任研究員からなるものとする。

- 2 専任研究員はセンター所属教員とする。
- 3 兼任研究員は各研究科等が推薦し理事長が承認する教員 1 名及び理事長が任命する本学教員とする。

(研究員会議)

第 7 条 センターに大学教育研究センター研究員会議（以下「研究員会議」という。）を置く。

- 2 専任研究員の採用、昇任及び退職等の人事に関する事項については、研究員会議の議に基づき教育研究評議会の承認を得て、理事長が行う。

(施行細則)

第 8 条 この規程の施行について必要な事項は、研究員会議の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日規程第 23—1 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 17 日規程第 10 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 16 日規程第 117 号)

この規程は、平成 22 年 11 月 16 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 29 日規程第 81 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。